

札幌経企第 2498 号
令和 3 年(2021 年) 1 月 8 日

札幌市内経済関係団体 御中

札幌市長 秋元 克広

**1 都 3 県を対象とした緊急事態宣言の発令に伴う
市内事業者の皆さまへのお願いについて**

日頃から札幌市政に対し、特段のご理解及びご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

道内における新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、北海道は令和 2 年 11 月 7 日から令和 3 年 1 月 15 日までの期間を「集中対策期間」として、道民や道内事業者に対して感染拡大防止に関する協力要請を行っているところです。

このたび、首都圏を中心とする全国的な感染拡大を踏まえ、国が 1 都 3 県を対象とした緊急事態宣言を発令いたしました。

札幌市においても、引き続き、感染防止策に取り組むことが必要です。

つきましては、貴団体に加盟する企業等に対し、別紙のとおり周知いただきますようお願い申し上げます。

【本通知文に関する問い合わせ先】

札幌市経済観光局産業振興部経済企画課 高田、片岡

TEL 011-211-2352

札幌市内事業者の皆さま

札幌市長 秋元 克広

1 都 3 県を対象とした緊急事態宣言の発令に伴う 市内事業者の皆さまへのお願いについて

日頃から札幌市政に対し、特段のご理解及びご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

道内における新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、北海道は令和 2 年 11 月 7 日から令和 3 年 1 月 15 日までの期間を「集中対策期間」として、道民や道内事業者に対して感染拡大防止に関する協力要請を行っているところです。

このたび、首都圏を中心とする全国的な感染拡大を踏まえ、国が 1 都 3 県を対象とした緊急事態宣言を発令いたしました。

札幌市においても、引き続き、感染防止策に取り組むことが必要ですので、各事業者の皆さまにおかれましては、下記の事項について十分ご留意いただきますようお願いいたします。

記

1 事業者の皆さまへのお願い

事業者の皆さまにおかれましては、集中対策期間内、これまでの取組に加え、以下(1)～(3)について取り組んでいただくとともに、従業員の皆さまへ周知の徹底をお願いいたします。

- (1) 緊急事態宣言の対象地域である 1 都 3 県（東京都、千葉県、神奈川県、埼玉県）との不要不急の往来を控えること
- (2) 新年会の実施については、感染状況を考慮し、できる限り控えること
- (3) 令和 3 年 1 月 9 日から 11 日までの 3 連休は、外出する場合、必要性や場所などについて慎重に判断し、感染リスクを回避する行動を徹底すること

2 参考

(1) 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に関する情報（北海道）

警戒ステージや集中対策期間等の詳細については、以下の北海道のホームページをご確認ください。

(URL : <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/ssa/singatakoronahaien.htm>)

(2) 職場における感染症予防の注意事項等（札幌市）

以下の札幌市のホームページにおいて、職場での注意事項をまとめておりますのでご確認ください。

(URL : http://www.city.sapporo.jp/hokenjo/flkansen/documents/poster_office_covid-19.pdf)

また、従業員の皆さまが、体調不良を訴えた場合や陽性者の濃厚接触者となった場合の対応について、フロー図を記載しておりますのでご確認ください。(URL：http://www.city.sapporo.jp/hokenjo/flkansen/documents/flowchart_office_covid-19.pdf)

■市内の接待を伴う飲食店の営業時間短縮等の協力要請に関する問い合わせ
お問い合わせ専用ダイヤル TEL0570-200-105

<受付時間>

令和3年2月26日まで 平日8:45~17:15(土日祝除く)

■職場における感染症予防の注意事項等に関する問い合わせ

札幌市新型コロナウイルス一般電話相談窓口 TEL011-632-4567

■事業者向け経営相談、融資、感染症予防、市税の納税猶予等の相談

事業者向けワンストップ相談窓口 TEL011-231-0568

<受付時間>

平日9:00~12:00、13:00~17:00(土日祝日、年末年始の休業日を除く)

※最終受付16:30

■当通知文に関する問い合わせ先

札幌市経済観光局産業振興部経済企画課 高田、片岡 TEL011-211-2352